

京都市斎場条例の一部を改正する条例(平成17年3月25日京都市条例第93号)(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)

斎場の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分	単 位	使 用 料			
		改 正 前		改 正 後	
		市 内	市 外	市 内	市 外
10歳以上のもの	1 体	10,000 ^円	57,000 ^円	12,000 ^円	60,000 ^円
0歳以上10歳未満のもの		7,000	40,000	8,000	43,000
妊娠4箇月以上の胎児		3,500	28,500	4,000	30,000
人体の一部, 妊娠4箇月未満の胎児, 胞衣又は産汚物	10キログラムまでごと	1,400		2,000	

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市斎場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第93号

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

10,000 ^円	57,000 ^円
7,000	40,000
3,500	28,500
1,400	

を

12,000 ^円	60,000 ^円
8,000	43,000
4,000	30,000
2,000	

に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)